各地方機関の長 各都道府県警察の長殿 各方面本部長 (参考送付先)

庁 内 各 局 部 課 長 各 附 属 機 関 の 長 原議保存期間5年(令和10年3月31日まで)有 効 期 間一種(令和10年3月31日まで)

警察庁丙生企発第10号、丙通基発第23号令 和 5 年 3 月 2 3 日 警 察 庁 生 活 安 全 局 長 警 察 庁 長 官 官 房 長

110番映像通報システム運用管理要領の改正について(通達)

110番通報その他の緊急通報を行った者に対し、スマートフォン等を用いて、事件・事故その他の警察事象に対する初動的な措置に必要な映像又は画像の送信を求めることが可能となる110番映像通報システムについては、「110番映像通報システム運用管理要領の制定について(通達)」(令和4年9月22日付け警察庁丙生企発第100号ほか。以下「旧通達」という。)に基づき試行運用を実施しているところであるが、この度、「110番映像通報システム運用管理要領」を別添のとおり改正し、令和5年4月1日から本実施に移行することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は、本年3月31日をもって廃止する。

110番映像通報システム運用管理要領

第1 目的

この要領は、110番通報その他の緊急通報を行った者に対し、スマートフォン又は タブレット端末を用いて、事件・事故その他の警察事象に対する初動的な措置に必要な 映像又は画像の送信を求めることが可能となる110番映像通報システム(以下「本シ ステム」という。)の使用に関し、必要な事項を定めることにより、本システムの効率 的かつ適正な運用管理を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 110番通報等
 - 110番通報その他の緊急通報をいう。
- 2 通報者
 - 110番通報等を行った者をいう。
- 3 映像通報

通報者又は警察職員が、本システムを用いて通信指令室に対して映像又は画像を送信することをいう。

4 映像等ファイル

映像通報に用いられた映像データ又は画像データを保存したデータ情報をいう。

5 管理端末

本システムの一部として警察庁に設置された次の端末装置をいう。

- (1) システム管理、試験通報等を行うためのタブレット型端末装置
- (2) システム管理、統計処理等を行うためのノート型端末装置
- 6 受理端末

本システムの一部として警視庁及び道府県警察(方面)本部(以下「警察本部」という。)の通信指令室に設置された次の端末装置をいう。

- (1) 映像通報の受理を行うためのタブレット型端末装置
- (2) 映像通報の受理、統計処理等を行うためのノート型端末装置
- 7 アクセスコード

本システムへのアクセスを認証するために入力する文字列をいう。

8 事案情報

各映像通報に関する情報と映像等ファイルを関連付けて保存したデータ情報をい う。

第3 運用管理体制

1 警察庁

- (1) 警察庁運用管理責任者
 - ア 警察庁に警察庁運用管理責任者を置き、警察庁生活安全局生活安全企画課長をもって充てる。
 - イ 警察庁運用管理責任者は、本システムの効率的かつ適正な運用及び管理に係る 企画、指導、調整その他必要な事項((3)に定める警察庁システム管理責任者の 行う事項を除く。)を行う。
- (2) 警察庁運用管理者
 - ア 警察庁に警察庁運用管理者を置く。警察庁運用管理者は、警察庁運用管理責任者が指名する。
 - イ 警察庁運用管理者は、警察庁運用管理責任者の任務を補佐するとともに、警察 庁運用管理責任者の下、管理端末の運用及び管理(2(1)に定める警察庁システ ム管理者の行う事項を除く。)を担当する。
- (3) 警察庁システム管理責任者
 - ア 警察庁に警察庁システム管理責任者を置き、警察庁長官官房通信基盤課長をもって充てる。
 - イ 警察庁システム管理責任者は、本システムの適切な維持に係る企画、指導、調整その他必要な事項を行う。
- 2 関東管区警察局
- (1) 警察庁システム管理者
 - ア 関東管区警察局に警察庁システム管理者を置き、関東管区警察局情報通信部機動通信課長をもって充てる。
 - イ 警察庁システム管理者は、警察庁システム管理責任者の任務を補佐するととも に、警察庁システム管理責任者の下、本システムの維持を担当する。
- 3 都道府県警察
- (1) 本部運用管理責任者
 - ア 警察本部に本部運用管理責任者を置き、警察本部において通信指令業務を担当 する所属の長をもって充てる。
 - イ 本部運用管理責任者は、警察庁運用管理責任者及び警察庁システム管理責任者 (以下「警察庁運用管理責任者等」という。)と連絡を密にし、警察本部におけ

る本システムの効率的かつ適正な運用及び管理に係る企画、指導、調整その他必要な事項(4(1)に定める本部システム管理責任者の行う事項を除く。)を行う。

(2) 本部運用管理者

- ア 警察本部に本部運用管理者を置く。本部運用管理者は、通信指令業務を担当する所属から本部運用管理責任者が指名する。
- イ 本部運用管理者は、本部運用管理責任者の任務を補佐するとともに、本部運用 管理責任者の下、当該警察本部の受理端末の運用及び管理(4(2)に定める本部 システム管理者の行う事項を除く。)、映像通報の受理に係る指揮、統計処理等 を担当する。

(3) 本部受理担当者

ア 警察本部に本部受理担当者を置く。本部受理担当者は、通信指令業務を担当する所属から本部運用管理責任者が指名する。

イ 本部受理担当者は、映像通報の受理を担当する。

- 4 都道府県(方面)情報通信部
- (1) 本部システム管理責任者
 - ア 都道府県(方面)情報通信部に本部システム管理責任者を置き、機動通信(第二)課長をもって充てる。
 - イ 本部システム管理責任者は、警察庁システム管理責任者の指示に基づき、本システムの維持管理上必要な事項を行う。
- (2) 本部システム管理者
 - ア 都道府県(方面)情報通信部に本部システム管理者を置く。本部システム管理 者は、本部システム管理責任者が指名する。
 - イ 本部システム管理者は、本部システム管理責任者の任務を補佐するとともに、 本部システム管理責任者の下、当該警察本部に設置される受理端末の維持を担当 する。

第4 運用

- 1 映像通報の受理
- (1) 本部受理担当者は、110番通報等の受理中において、通報内容から映像通報を 求める必要があると認めたときには、通報者に対し、映像通報に係る各種留意事項 について説明し、同意を得た上で、映像通報を依頼することとする。
- (2) 本部受理担当者は、映像通報が開始された後、通報者に対し、撮影する対象、範囲等を伝え、映像通報を継続する必要性がなくなったときに、映像通報を終了することを伝えることとする。
- 2 警察職員による映像通報の利用

警察職員は、原則として、初動警察活動に必要な範囲内で映像通報を行うことができることとする。

3 受理体制の確保

- (1) 本部運用管理責任者は、警察庁運用管理責任者が通知した運用停止期間その他やむを得ない事情がある場合を除き、常時、映像通報が受理できるよう本システムを運用及び管理しなければならない。
- (2) 本部システム管理責任者は、警察庁運用管理責任者が通知した運用停止期間その他やむを得ない事情がある場合を除き、常時、映像通報が受理できるよう本システムを維持しなければならない。

4 運用状況の管理

本部運用管理責任者は、当該警察本部に設置された受理端末の運用状況を適切に管理しなければならない。

第5 管理

- 1 情報セキュリティの確保
- (1) 警察庁運用管理責任者、警察庁システム管理責任者、本部運用管理責任者及び本部システム管理責任者は、本システムの情報セキュリティを確保するため、必要な措置を講じなければならない。
- (2) 警察庁運用管理責任者は、情報セキュリティインシデントに係る被害を防止する など情報セキュリティを確保するため必要があると認めたときは、アクセスコード による認証機能を適用することができる。

2 端末の操作

- (1) 警察庁運用管理責任者等は、別に定めがある場合を除き、警察庁運用管理者及び 警察庁システム管理者(以下「警察庁運用管理者等」という。)以外の者に管理端 末を操作させてはならない。
- (2) 本部運用管理責任者及び本部システム管理責任者(以下「本部運用管理責任者等」という。)は、別に定めがある場合を除き、本部運用管理者、本部受理担当者及び本部システム管理者(以下「本部運用管理者等」という。)以外の者に受理端末を操作させてはならない。
- (3) 警察庁運用管理責任者等は、警察庁運用管理者等、本部運用管理責任者等及び本部運用管理者等に、職務を遂行する目的以外の目的で管理端末及び受理端末を操作させてはならない。
- 3 システム障害等認知時の報告
- (1) 警察庁運用管理者等は、本システムの障害等を認知した場合は、速やかに警察庁 運用管理責任者等に報告しなければならない。

- (2) 本部運用管理責任者等は、本システムの障害等を認知した場合は、速やかに警察 庁運用管理者等に報告しなければならない。
- (3) 警察庁運用管理責任者は、本システムの障害等を認知した場合は、その状況について、本部運用管理責任者に通知しなければならない。

第6 情報セキュリティ等

1 情報セキュリティ

本システムにおける情報セキュリティに関して実施する運用管理対策、物理的対策、 技術的対策その他の事項については、本要領及び本要領に基づく細則並びに警察にお ける情報セキュリティに関する訓令(平成15年警察庁訓令第3号)等警察情報セキュ リティポリシーに定めるもののほか、各都道府県警察における関係規定の定めるとこ ろによる。

2 管理対象情報の分類

本システムにおいて取り扱うことのできる「警察における情報セキュリティに関する対策基準」(令和4年4月1日付け警察庁丙技企発第5号ほか別添)第5の1(2)イ(ア)に規定する管理対象情報の分類については、次のとおりとする。

管理対象情報の分類	機密性	完全性	可用性
	2 (中)	2 (高)	1(低)

3 事案情報の取扱い

- (1) 事案情報は、法令に基づく場合を除き、原則として当該事案情報に係る初動警察活動又は統計処理に必要な範囲内で使用することとする。
- (2) 事案情報は、当該事案情報に係る110番通報等を取り扱った都道府県警察において、当該都道府県警察に係る個人情報保護条例、情報公開条例等に則り、適切に取り扱わなければならない。

4 映像等ファイルの自動削除

映像等ファイルは、取得した日の翌日から起算して7日間を経過した後に自動的に 削除することとする。

ただし、法令に基づく開示要請があった場合、違法行為があった場合その他特別の理由のある場合は、映像等ファイルを外部記録媒体に保存することができることとする。

第7 その他

本要領に定めるもののほか、本システムの運用管理に関し必要な事項は、警察庁運用管理責任者等が別に定める。